

令和7年度(繰越)くじゅう・エコパーク地域プロモーション動画等 制作・広告運用業務委託審査基準

令和7年度(繰越)くじゅう・エコパーク地域プロモーション動画等制作・広告運用業務委託に係る企画提案競技の審査基準を次のとおり定める。

1 審査方法

(1)企画提案の採点

ア 審査基準表により、各参加者の提出した企画提案書等や審査会当日のプレゼンテーション・質疑の内容に基づき審査委員が採点(100点満点)し、最優秀提案1者を選定する。

イ 採点は次のとおり5段階評価とする。

なお、参加者の得点は各審査委員の採点に応じて与えられ、すべての審査委員の採点を合計して算出するものとする。

採点	評価	得点
5点	極めて優れている	配点の100%を与える
4点	優れている	配点の80%を与える
3点	普通	配点の60%を与える
2点	やや不十分	配点の40%を与える
1点	不十分	配点の20%を与える

ウ 審査票の記入に当たっては、不正防止のためボールペンを使用する。

(2)最優秀提案者の決定

企画提案点が最も高かった提案者を最優秀提案者とする。同点の場合は、委員長が最優秀提案者を決定する。

(3)審査基準表

別表のとおり

2 その他

契約に当たっては、実施要項及び仕様書の要件を満たす者と締結する。

別表

令和7年度(繰越)くじゅう・エコパーク地域プロモーション動画等制作・広告運用業務委託
審査基準表

評価項目	評価基準	配点
1 企画提案の内容		80
目的理解・課題認識	本事業の目的や意義を正確に理解し、課題に対し適切な内容になっているか (くじゅう・エコパーク地域における認知度向上や滞在型利用の促進、特に、両地域が夏に涼しいエリアであることを積極的にPRする内容となっているか)	20
コンセプト・構成力	各動画及びポスターの全体構成、テーマやターゲット設定は適切か	20
表現力・創造性	動画、写真、文章、デザイン等がターゲットに対し行動変容(くじゅう・エコパーク地域に興味や関心を持ち、両地域に訪れてもらう)を促すよう、魅力的で訴求力のある内容になっているか	20
情報発信	効果的な広告運用により、くじゅう・エコパーク地域における認知度向上や滞在型利用の促進が見込めるか	20
2 実施体制・業務遂行能力		20
実施体制	事業を円滑に進めるために、自然保護推進室との協力体制イメージなどがしっかり描けているか。また、そのためのスタッフ、人員・体制、スケジュール管理等、事業を実施するための体制等が充実しているか	10
制作実績	類似分野のプロモーション動画・ポスターの制作及び広告運用の実績・知見はあるか	10
	合 計	100